

鴨川市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第 70 号

鴨川市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱（平成 25 年鴨川市告示第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次の各号のいずれにも該当する」を「市内に住所を有する」に改め、同条各号を削る。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。